

岩手県告示第641号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 申請のあった年月日 平成25年8月8日
- （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - ア 名称 特定非営利活動法人いわて企画塾
  - イ 代表者の氏名 大澤英夫
  - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- （3） 定款に記載された目的 保護者等の死別、虐待・酷使・放任その他不当な取扱を受けるなど、何らかの事情で家庭に恵まれない児童に、自分たちは社会から必要とされ、愛されている存在なのだということが実感できる環境を与えることが、当法人の目的です。

自らの境遇や生活環境を悲観することなく、胸を張って社会へと自立していけるように支援しつつ、地域社会への働きかけをも行い、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられる社会の実現を目指します。
- 2（1） 申請のあった年月日 平成25年8月8日
- （2） 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - ア 名称 特定非営利活動法人福祉支援
  - イ 代表者の氏名 東嶋末起
  - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- （3） 定款に記載された目的 本法人は、福祉社会を良くしたいと願う福祉の担い手と福祉の受け手に対して、第三者としての調和のとれた協働の役割を担う事業と先駆的事业を実施し、社会福祉を目的とする事業が健全に発達して、福祉コストを負担する市民と福祉サービスを受ける市民の利益の保護に寄与することを目的とする。